

福島市小さな善行表彰規定

1 表彰基準

表彰に当たっては、原則として下記の基準を満たしているものとする。

(1) 個人の部

ア 青少年が、経済的な見返りを求めることなく自発的に行なった行為で、他の青少年の模範として特に賞すべきものであること。

イ 福島市小さな善行表彰要項に定める善行の行為種別のうち、2 環境美化に関する行為、3 社会福祉に関する行為、5 自然と文化の継承に関する行為については、おおむね1 年以上継続し、現在も継続していること。

ウ 当該行為について、国・県等により既に表彰を受けた者でないこと。

(2) 団体の部

ア 青少年が構成する団体が、経済的な見返りを求めることなく自発的に行なった行為で、他の団体の模範として特に賞すべきものであること。

イ 福島市小さな善行表彰要項に定める善行の行為種別のうち、2 環境美化に関する行為、3 社会福祉に関する行為、5 自然と文化の継承に関する行為については、おおむね3 年以上継続し、現在も継続していること。

ウ 当該行為について、国・県等により既に表彰を受けていないこと。

2 表彰数

表彰の数は、原則として次のとおりとする。

(1) 個人の部

10 人程度

(2) 団体の部

3 団体程度